

令和4年12月23日

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 会員各位

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部長 松山 泰浩

電気・ガス価格激変緩和対策事業へのご協力をお願い

日頃より資源エネルギー行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、先般閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、エネルギー価格の上昇によるご家庭や事業者の負担を軽減するために、電気料金・都市ガス料金の激変緩和措置の実施が盛り込まれたところです。具体的には、来年1月のご使用分から、小売電気事業者などを通じ、電気の契約者様の使用量に応じて、月々の電気料金の値引き（低圧契約の場合、7円/kWh、高圧契約の場合、3.5円/kWh）が実施されます。

今回の措置は、電気の最終需要家を直接的に支援し、その負担を緩和することを目的としています。

そうした中で、オフィスビル等においても、電気の最終需要家であるテナントの電気料金の負担軽減が着実に図られることが重要となります。

オフィスビル等の経営者の皆様におかれましては、管理するオフィスビル等において電気料金の値引きを受けた場合、テナントからの電気料金の徴収等に際し、電気の最終需要家であるテナントの電気料金の負担軽減について適切な形でご配慮いただく等、本事業へのご理解、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

(照会先)

経済産業省

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

直通 03-3501-1528

(事業ホームページ)

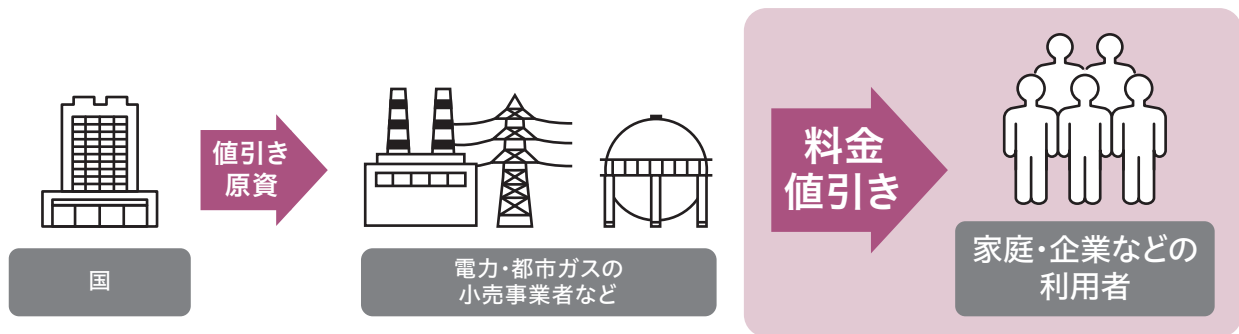
<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

電気料金や都市ガス料金の負担緩和策が始まります。

2023年1月の使用分から値引き開始



支援の仕組み・支援内容

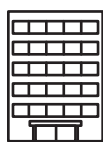


電気代



低圧契約の
家庭や企業など

1kWhあたり
7円支援



高圧契約の
企業など

1kWhあたり
3.5円支援

標準世帯 **2,800円/月**の負担軽減

都市ガス代



1000m³未満の
家庭や企業など

1m³あたり
30円支援

標準世帯 **900円/月**の負担軽減

詳しくは請求書やウェブサイトをご覧ください

